

# 不適正会計等にかかる再発防止策

## 会計事務適正化推進本部

### 指示の徹底・進行管理

#### これまでの取組み (直ちに取り組むべき再発防止策)

##### 基本規定の整備

綱紀保持基本指針の改正や協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準の策定など、遵守すべき基本的事項を明確化。

##### 即効性の確保

各種研修や職員アンケート調査、綱紀保持遵守にかかる自己点検などの集中的実施により意識改革を加速。

##### 牽制効果の向上

巡回チームによる抜打ち検査の実施や自己検査実施報告の義務付けなど、牽制効果の向上により適正な事務執行を誘導。

#### 新たに追加・拡充

##### 情報提供の充実

法令遵守・職員倫理及び会計事務に関するポータルサイトの開設などを通じて情報提供の充実を図り、職員の意識と知識を向上。

##### 恒久的対応

コンプライアンス強化月間の設置や親睦会会計へのインターネットバンキングの導入など、継続的な対応やシステム化により再発防止を永続化。

##### 実効性の確保

会計事務執行基準等の見直しや監査・検査における会計事務専門家の導入など、実態を踏まえた対応により実効性を確保。

#### 再発させないしくみづくりと 組織風土の醸成

## 職員の意識改革

### 情報提供

法令遵守・職員倫理ポータルサイト(庁内Web)の開設  
コンプライアンス最新情報、ガイド、FAQ、サポート情報、職員倫理情報、研修情報等

### 綱紀保持

綱紀保持基本指針の改正(知事通達)  
・公金の管理や会計事務処理の適正確保、不正を知ったときの適正対応等  
・チェックリスト等に基づき遵守状況の自己点検を実施

### 綱紀保持に関する情報発信の充実

・処分事例の職員周知(ポータルサイト)  
・綱紀保持に関する届出・報告等の状況を公開(府ホームページ)

### コンプライアンス

コンプライアンス意識アンケート調査の実施  
内部通報制度...匿名による受付を実施

コンプライアンス強化月間(4月)の設置  
職員意識調査、職員携帯カードの配布(遵守宣誓欄の設置)、職場自主討議  
コンプライアンス相談窓口の設置...法令違反に関する相談受付、改善策の提案  
外部の通報窓口(外部ヘルプライン)の充実  
顧問弁護士以外の弁護士を通報窓口とし、通報者の求めに応じ意見聴取を実施

### 職員研修

全職員を対象とした討論型のコンプライアンス職場研修  
管理職コンプライアンス研修(伝達研修を実施)  
昇任時の倫理・会計事務研修  
会計事務に関する討論型研修(3ブロック)等

センター研修の充実...倫理・コンプライアンスセミナーの実施  
部局・職場研修の支援...ビデオ等新教材・進行マニュアル等を整備

### 人事

人事の活性化...本庁・出先機関の人事交流

人事評価...コンプライアンスの観点を明確化  
・19年度:「勤務態度」評価において明確化、管理職も勤務態度評価を実施  
・20年度:「新人事評価制度の手引き」を改訂

## 会計事務の適正化

### 情報提供

会計事務ポータルサイト(庁内Web)の開設  
関係規則・通達、各種手引き、マニュアル、FAQ、予算流用の考え方、小口支払基金の活用事例等

### 会計システム

会計事務執行基準等の見直し  
・会議及び懇談会等の執行基準...人数変更時の処理方法、飲食の上限額  
・タクシーの使用基準...使用目的の記載、承認者の複数化等  
・図書券等の管理方法...現金と同様の管理・点検の徹底  
・慶弔等対応規程...弔電・祝電にかかる対応基準の明確化  
財務関係規則等の改正  
・つり銭及び両替のための収納金の留め置きを制度化  
・小口支払基金の充実...実態に即したあり方を検討(保有限度額の増額等)

### 協議会・親睦会

「協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準」を通知  
「親睦会等の会計事務の取扱い」を通知

協議会等団体の監事監査に関するチェックリストの作成  
親睦会会計にインターネットバンキング(法人向け)を導入

### 検査・点検

所属における点検の強化・徹底  
・所属長による自己検査・金庫内検査、所属における現金保管・引継ぎの徹底等  
会計局による検査の強化・充実  
・実地検査の強化(金庫内確認等)検査対象の拡大(予算執行機関以外の事務所等)  
巡回チームによる検査(会計局に特別検査グループを設置)  
・全所属に対する抜打ち検査、日常業務・会計事務等に関する相談等

### 監査・検査

監査の充実強化  
・小口支払基金及び郵券等にかかる金庫内の実地検査  
・平成10年4月以降に新たに裏金が生み出された所属に対する随時監査  
・協議会の会計報告等に対する監査

### 監査・検査機能の充実

・監査・検査における会計事務専門家(公認会計士)の導入  
平成20年度から導入(改革検討会において関与方法等を検討)  
・監査・検査の連携強化...監査・検査の役割分担と連携方法について検討